

証券コード 3753  
平成20年6月10日

## 株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目6番1号  
株式会社フライツシステムコンサルティング  
代表取締役社長 片山 圭一朗

### 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 平成20年6月26日（木曜日）午後2時00分  |
| 2. 場 所  | 東京都目黒区三田一丁目4番1号<br>ウェスティンホテル東京 地下1階 楠<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 第21期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容報告の件                      |
| 決議事項    |   |
| 第1号議案   | 第21期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件                         |
| 第2号議案   | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案   | 取締役1名選任の件   |
| 第4号議案   | 監査役3名選任の件   |
| 第5号議案   | 会計監査人選任の件   |
| 第6号議案   | ストックオプションとして新株予約権を発行する件                                       |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.flight.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

（平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで）

#### 1. 会社の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

連結対象となる100%子会社が誕生して実質2期目となりましたが、ようやく連結で約200名の体制、そして仙台、東京、厚木、大阪、福岡という5拠点の体制におけるオペレーションが回り始めた1年となったと考えております。

その中でも、連結子会社の株式会社山下電子設計とエレテックス株式会社の経営統合、及び物理的な工場や資材調達の統合に取り組みました。

しかしながら、経営統合した新会社、YEMエレテックス株式会社(以下、YEMエレテックス)の事業の立ち上がりがやや遅れ、子会社化した当初の事業計画を達成する水準の利益を計上するに至らなかつたため、YEMエレテックス向け投融資に係る評価損588百万円を特別損失として計上することとなりました(詳細は、16頁「個別注記表」3.(2)関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額をご覧下さい)。

なお、YEMエレテックスの経営統合は、この1年で着実に成果を挙げており、1つの会社として歩み始めています。この1年の経営改革の努力の中で、新年度に向けOEMを含む製品の準備なども進める事が出来ました。

そして、この新生・YEMエレテックスの経営統合に伴うロスを補うべく、システムコンサルティング事業及びシステムインテグレーション事業は前事業年度と比べて大きく利益を伸長させ、全社ベースの損益を下支えする事が出来ました。システムコンサルティング事業及びシステムインテグレーション事業のいずれも大きな成長を遂げた1年であったと考えております。

特に、この2つの事業に関しては、それぞれの事業に精通した現場責任者を両事業部門のトップに据える施策が功を奏し、両事業の連携による受注が伸び、収益拡大に大きく寄与しました。現場のマネージャー層とスタッフ一同が一丸となって取り組んだ成果が、両事業の営業利益の大幅な増加をもたらしています。

また、当事業年度は当社グループを挙げて有利子負債の圧縮に取り組みました。子会社の不動産売却代金等を原資として有利子負債を前期比439百万円削減致しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,981百万円（前年同期比26.0%増）、営業利益113百万円（同233.5%増）、経常利益101百万円（同313.5%増）と経常段階では大幅な増収増益を確保したものの、YEMエレテックス向けの投融資に係る特別損失の計上により当期純損失530百万円（前年同期は当期純損失53百万円）となりました。

なお、当事業年度においても当期純損失を計上致しましたが、上記特別損失は一過性のものでキャッシュアウトを伴わない損失であることから、引き続きメインバンクからは継続的かつ前向きなご支援を頂いております。

事業区分別の業績は次のとおりであります。

なお、当事業年度から事業区分を従来の「メディアソリューション事業」及び「システムインテグレーション事業」から「システムコンサルティング事業」及び「システムインテグレーション事業」に変更しております。

前年同期比較に当たっては、前事業年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

#### [システムコンサルティング事業]

システムコンサルティング事業においては、売上高は1,430百万円（前年同期比32.9%増収）、営業利益は211百万円（同25.9%増益）をあげる事が出来ました。

大手外食チェーンから受注した新規の大型プロジェクトの進捗状況が良好であったこと、また従来からのデジタルメディア系の案件に加え前期から取り組みを開始した電子自治体系の事業が軌道に乗ってきたことなどにより、大きく業績を伸ばしました。また、プロジェクトの管理体制が整ってきた事により、利益率の低い案件、不採算の案件がほとんど発生しなくなった事も営業利益伸長の大きな要因です。

#### [システムインテグレーション事業]

システムインテグレーション事業においては、売上高は550百万円（前年同期比11.0%増収）、営業利益は172百万円（同0.8%増益）をあげる事が出来ました。

従来からの好調な受注に加え、システムコンサルティング事業と協調した開発案件が大きく伸びた事により、収益を伸ばしました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分            | 第18期<br>(平成17年3月期) | 第19期<br>(平成18年3月期) | 第20期<br>(平成19年3月期) | 第21期<br>(当事業年度)<br>(平成20年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 1,249              | 1,431              | 1,573              | 1,981                         |
| 経常損益(百万円)     | 4                  | 27                 | 24                 | 101                           |
| 当期純損益(百万円)    | △15                | 24                 | △53                | △530                          |
| 1株当たり当期純損益(円) | △1,790.54          | 2,462.40           | △5,033.45          | △46,625.68                    |
| 総資産(百万円)      | 973                | 987                | 2,298              | 1,417                         |
| 純資産(百万円)      | 724                | 751                | 674                | 218                           |
| 1株当たり純資産額(円)  | 74,444.68          | 70,827.11          | 62,904.22          | 19,040.17                     |

- (注) 1. 第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成16年7月30日付をもって1株を3株に分割しております。なお、第18期の1株当たり当期純損失は、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。
3. 平成18年10月10日を実行日としてシンジケートローン契約を締結し、1,000百万円の資金調達を行いました。  
これは、関係会社の借入金利圧縮等を目的として関係会社の銀行借入を親会社借入に借り換えるために実施したものであり、調達した資金は関係会社に対する貸付けのために使用されております。
4. 第21期末において、YEMエレテックス株式会社向け投融資に係る評価損588百万円を特別損失として計上しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金    | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|---------------------------------|----------|-------|--------------------|
| Y E M エ レ テ ッ ク ス 株 式 会 社       | 69,750千円 | 100%  | 映像・放送システムの開発・製造・販売 |
| 株式会社トラスティ・エンジニアリング <sup>®</sup> | 10,000千円 | 100%  | 映像・放送システムの保守       |

#### ③ その他重要な企業結合の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金     | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容          |
|------------------------|-----------|-------|------------------------|
| Brekeke Software, Inc. | 1,270千米ドル | 22%   | IP-PBX関連ソフトウェア製品の開発・販売 |

#### ④ 企業結合の経過及び結果

上記の重要な子会社 2 社と持分法適用会社 1 社を含めた企業集団において、当期の連結売上高は3,514百万円、当期純損失は313百万円となっております。

### (4) 対処すべき課題

#### ①プロジェクトに共通の技術ノウハウの共有

高度化しているプロジェクトを成功に導くため、さらに中期的な技術優位性を確保するために、プロジェクトの横断的な技術ノウハウならびにナレッジの共有を進め、個人のノウハウから組織・会社のノウハウに変えてまいります。

#### ②プロフェッショナルとしての人材確保・育成および外部アライアンスの強化

プロジェクトの大規模化ならびに高度化に伴い、従来にも増して質の高い人材確保及び育成が鍵となります。当社グループでは、システムコンサルティング事業におけるコア技術と独創的なソリューションを追及することで、優秀な人材を積極的に引き付ける磁場を創造していきたいと考えております。また、技術者の育成プランの推進等、スキルアップと適正な待遇・評価によるモチベーション向上のために諸施策を実行してまいります。さらにプロジェクトの局面に応じて適切な外部パートナー様がタイムリーに参画いただけるようにアライアンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

| 部 門             | 主 要 事 業                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| システムコンサルティング事業  | デジタル放送・デジタルメディア関連向け及び地方自治体向けのシステムコンサルティングサービス事業          |
| システムインテグレーション事業 | JavaやRubyのソフトウェア技術を活用した地方自治体の電子政府化関連や地銀・一般企業向け各種システム開発事業 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

|             |        |
|-------------|--------|
| 本 社         | 東京都渋谷区 |
| S I セ ン タ 一 | 仙台市青葉区 |
| 福 岡 営 業 所   | 福岡市東区  |

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 87名  | 3名減       | 36.7歳 | 7.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 額  |
|------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行 | 672百万円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 150百万円 |
| 商工組合中央金庫   | 116百万円 |
| 株式会社横浜銀行   | 42百万円  |

## 2. 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,462株  
 (3) 株主数 1,148名  
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

| 株 主 名        | 当社への出資状況 |        |
|--------------|----------|--------|
|              | 持株数      | 出資比率   |
| 片 山 圭 一 朗    | 2,753株   | 24.02% |
| アストロデザイン株式会社 | 1,180株   | 10.30% |
| 松 本 隆 男      | 1,167株   | 10.18% |

(注) 出資比率は自己株式(2株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

| 発行決議日            |     | 平成15年3月26日                   |     | 平成16年6月24日                   |    |
|------------------|-----|------------------------------|-----|------------------------------|----|
| 役員の保有状況          | 取締役 | 保有者数                         | 2名  | 保有者数                         | 0名 |
|                  |     | 保有数                          | 30個 | 保有数                          | 0個 |
|                  |     | 目的である株式の数                    | 90株 | 目的である株式の数                    | 0株 |
|                  | 監査役 | 保有者数                         | 0名  | 保有者数                         | 1名 |
|                  |     | 保有数                          | 0個  | 保有数                          | 3個 |
|                  |     | 目的である株式の数                    | 0株  | 目的である株式の数                    | 9株 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 |     | 普通株式                         |     | 普通株式                         |    |
| 新株予約権の発行価額       |     | 無償                           |     | 無償                           |    |
| 新株予約権の払込金額       |     | 33,334円                      |     | 100,000円                     |    |
| 新株予約権の行使期間       |     | 平成17年3月27日から<br>平成25年3月25日まで |     | 平成18年6月25日から<br>平成25年3月25日まで |    |

### ※ 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社役員または従業員である場合は、権利行使時においても、当社または当子会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の割り当てを受けたものが死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が顧問の場合は、権利行使時においても、当社と良好な関係を維持していることを要する。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名                 | 担当及び他の法人等の代表状況        |
|-----------|---------------------|-----------------------|
| 代表取締役社長   | 片 山 圭一郎             |                       |
| 取 締 役     | 中 原 信一郎             | 事業企画室室長               |
| 取 締 役     | 米 倉 憲 久             | SI事業部担当               |
| 取 締 役     | 松 本 隆 男             | 管理部担当                 |
| 取 締 役     | 樋 口 典 子<br>(旧姓: 村松) | コンサルティング事業部担当         |
| 取 締 役     | 鈴 木 茂 昭             | アストロデザイン株式会社<br>代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 笠 間 龍 雄             |                       |
| 監 査 役     | 大 島 や よ い           | 弁護士                   |

(注) 取締役の鈴木茂昭氏は社外取締役であり、監査役の笠間龍雄氏及び大島やよい氏は社外監査役であります。

### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 支給額             |
|------------------|------------|-----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1名) | 80百万円<br>(0百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2名<br>(2名) | 9百万円<br>(9百万円)  |
| 合計               | 8名         | 89百万円           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月25日開催の第16回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

取締役鈴木茂昭氏はアストロデザイン株式会社の代表取締役であります。

- ② 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会への出席状況

|       |        | 取締役会（23回開催） |      |
|-------|--------|-------------|------|
|       |        | 出席回数        | 出席率  |
| 社外取締役 | 鈴木 茂昭  | 12回         | 75%  |
| 常勤監査役 | 笠間 龍雄  | 23回         | 100% |
| 監査役   | 大島 やよい | 17回         | 74%  |

#### ロ. 取締役会における発言状況

社外取締役鈴木茂昭氏は、これまで培ってきたビジネス経験及びアストロデザイン株式会社の代表取締役社長としての経営経験を活かし、社外取締役として客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。

常勤監査役笠間龍雄氏は、役員としての豊富な経験と知識を活かし、常勤社外監査役として客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。

監査役大島やよい氏は、弁護士としての専門性を活かし、法令・定款の遵守及びコンプライアンス体制の構築・維持の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、するための行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

社長を委員長として設置したコンプライアンス委員会の活動を通して、コンプライアンスマニュアルの周知浸透を図り、コンプライアンス体制の充実に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を新たに制定し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて隨時に開催する。又、取締役の職務を明確にし、当該担当業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において定め実行する。

### (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

当社は、子会社・関連会社管理規程に基づき、子会社の管理を行う。

子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。

又、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に對して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。

監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役は、内部監査担当と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査担当に調査を求める。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部      |           | 負債の部           |           |
|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 流动資産      | 1,057,158 | 流动負債           | 1,055,863 |
| 現金及び預金    | 117,119   | 買掛金            | 100,734   |
| 売掛金       | 672,617   | 短期借入金          | 766,000   |
| 原材料       | 272       | 一年以内返済予定の長期借入金 | 71,200    |
| 仕掛品       | 16,314    | 未払金            | 17,646    |
| 貯蔵品       | 918       | 未払費用           | 10,194    |
| 前払費用      | 54,981    | 未払法人税等         | 50,281    |
| 繰延税金資産    | 4,746     | 未払消費税等         | 17,181    |
| 関係会社短期貸付金 | 178,000   | 前受金            | 15,767    |
| その他の      | 13,310    | 預り金            | 5,852     |
| 貸倒引当金     | △1,121    | その他の           | 1,005     |
| 固定資産      | 360,086   | 固定負債           | 143,200   |
| 有形固定資産    | 42,074    | 長期借入金          | 143,200   |
| 建物        | 4,333     | 負債合計           | 1,199,063 |
| 車両及び運搬具   | 616       | 純資産の部          |           |
| 工具器具及び備品  | 37,124    | 株主資本           | 218,181   |
| 無形固定資産    | 5,386     | 資本金            | 347,810   |
| ソフトウエア    | 4,172     | 資本剰余金          | 338,485   |
| その他の      | 1,213     | 資本準備金          | 338,485   |
| 投資その他の資産  | 312,625   | 利益剰余金          | △467,188  |
| 投資有価証券    | 2,000     | 利益準備金          | 7,132     |
| 関係会社株式    | 27,117    | その他利益剰余金       | △474,320  |
| 関係会社長期貸付金 | 747,109   | 別途積立金          | 69,367    |
| 長期前払費用    | 2,513     | 繰越利益剰余金        | △543,688  |
| 敷金及び保証金   | 45,782    | 自己株式           | △925      |
| その他の      | 4,103     | 純資産合計          | 218,181   |
| 貸倒引当金     | △516,000  | 負債純資産合計        | 1,417,244 |
| 資産合計      | 1,417,244 |                |           |

## 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から)  
(平成20年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,981,717 |
| 売 上 原 価               |         | 1,391,493 |
| 売 上 総 利 益             |         | 590,223   |
| 販売費及び一般管理費            |         | 476,592   |
| 営 業 利 益               |         | 113,631   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 21,216  |           |
| そ の 他                 | 2,144   | 23,361    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 24,541  |           |
| 支 払 手 数 料             | 9,476   |           |
| そ の 他                 | 1,752   | 35,769    |
| 経 常 利 益               |         | 101,222   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 2,504   | 2,504     |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 262     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 72,725  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 516,000 | 588,987   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | △485,260  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 47,628  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,568  | 45,060    |
| 当 期 純 損 失             |         | △530,320  |

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から)  
(平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金           | 株主資本    |         |         |          |         |          |          |        |          | 純資産計     |  |
|---------------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|----------|--------|----------|----------|--|
|               | 資本剰余金   |         |         | 利益剰余金    |         |          | 自己株式     | 株主資本合計 |          |          |  |
|               | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 利益剰余金合計  |          |        |          |          |  |
| 平成19年3月31日 残高 | 310,600 | 301,275 | 301,275 | 7,132    | 69,367  | △13,368  | 63,131   | △925   | 674,081  | 674,081  |  |
| 事業年度中の変動額     |         |         |         |          |         |          |          |        |          |          |  |
| 新株の発行         | 37,210  | 37,210  | 37,210  |          |         |          |          |        | 74,420   | 74,420   |  |
| 当期純損失         |         |         |         |          |         | △530,320 | △530,320 |        | △530,320 | △530,320 |  |
| 事業年度中の変動額合計   | 37,210  | 37,210  | 37,210  | —        | —       | △530,320 | △530,320 | —      | △455,900 | △455,900 |  |
| 平成20年3月31日 残高 | 347,810 | 338,485 | 338,485 | 7,132    | 69,367  | △543,688 | △467,188 | △925   | 218,181  | 218,181  |  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② たな卸資産  |             |
| ・原材料     | 移動平均法による原価法 |
| ・仕掛品     | 個別法による原価法   |
| ・貯蔵品     | 最終仕入原価法     |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定率法<br>なお、賃貸用器具備品については、定額法を採用しております。                        |
| ② 無形固定資産 | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。 |

#### (3) 繰延資産の処理方法

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 株式交付費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|-------------------|

#### (4) 引当金の計上基準

|       |                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|

#### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (6) 会計方針の変更

##### 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる影響額は軽微であります。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

78,042千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権債務(貸借対照表に区分表示されているものを除く)

|          |         |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 8,425千円 |
| ② 短期金銭債務 | 一千円     |

### (3) 財務制限条項

平成18年10月10日締結のシンジケートローン契約に基づく借入金(一年以内返済予定の長期借入金のうち40,000千円及び長期借入金のうち100,000千円)には、下記の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を(i)588百万円、もしくは、(ii)直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額に80%を乗じた金額のいずれか高い方に維持すること。

②各年度の決算期の末日における連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

なお、当期末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 仕入高        | 168千円    |
| ② 営業取引以外の取引高 | 21,303千円 |

#### (2) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額

関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額は、連結子会社であるYEMエレテックス㈱に対するものであります。

YEMエレテックス㈱は、平成18年1月に子会社となり、当社グループの一員として現在も積極的に事業を推進しているところですが、残念ながら、子会社化した際に策定した事業計画を達成する水準の利益を計上するに至らなかつたため、会計基準に従い、投資額の評価損及び貸付金に対する貸倒引当金を計上することとなりました。

なお、YEMエレテックス㈱は、今後も引き続き積極的な事業展開を行う予定であり、当該特別損失は、YEMエレテックス㈱の事業運営に何ら影響を及ぼすものではありません。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 発行済株式   |            |            |            |            |
| 普通株式(注) | 10,719株    | 743株       | 一株         | 11,462株    |
| 自己株式    |            |            |            |            |
| 普通株式    | 2株         | 一株         | 一株         | 2株         |

(注)発行済株式総数の増加は、第三者割当による新株の発行による増加608株及び新株予約権の行使による増加135株です。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 発 行 決 議 日  | 平成15年3月26日 | 平成16年6月24日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 603株       | 171株       |

5. 税効果会計に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容     |        | 取引内容   | 取引金額(千円) | 科目            | 期末残高(千円) |
|-----|----------------|-------------------|----------|--------|--------|----------|---------------|----------|
|     |                |                   | 役員の兼任等   | 事業上の関係 |        |          |               |          |
| 子会社 | YEM<br>エレテックス㈱ | (所有)<br>直接100.0%  | 兼任<br>2名 | 資金援助   | 資金の貸付け | 389,000  | 関係会社<br>短期貸付金 | 178,000  |
|     |                |                   |          |        | 貸付金の返済 | 584,500  | 関係会社<br>長期貸付金 | 747,109  |
|     |                |                   |          |        | 利息の受取り | 17,215   | 流動資産のそ<br>の他  | 8        |
| 子会社 | ㈱山下電子設計        | (所有)<br>直接100.0%  | 兼任<br>2名 | 資金援助   | 資金の貸付け | 78,000   | —             | —        |
|     |                |                   |          |        | 貸付金の返済 | △75,240  | —             | —        |
|     |                |                   |          |        | 利息の受取り | 3,427    | —             | —        |

(注) 1. 平成19年7月1日、子会社のエレテックス㈱は、子会社の㈱山下電子設計を吸収合併し、YEMエレテックス㈱に社名変更しております。

2. 貸付金の返済については、返済期間を定め、分割返済しております。

3. 利息の受取りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 19,040円17銭

(2) 1株当たり当期純損失 46,625円68銭

# 監査役の監査報告

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年5月26日

株式会社フライイトシステムコンサルティング

常勤監査役（社外監査役） 笠間龍雄印

監査役（社外監査役） 大島やよい印

以 上

## 株主総会参考書類

**第1号議案 第21期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類承認の件**  
議案は、前記提供書面（12頁から17頁まで）に記載のとおりとすることにつき  
ご承認をお願いするものであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が公布され、上場会社の株券は平成21年1月を目標時期として一斉に電子化される予定であります。株券電子化後の振替制度においては、端株が取り扱いの対象とならないことから、株券電子化に先立ち平成20年10月1日をもって端株制度を廃止するため、所要の変更を行うものであります。
- ②当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第439条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、「監査役会」および「会計監査人」を追加し、併せて「第5章 監査役」に所要の変更を行うものであります。
- ③その他、条文の追加に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿</u>および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取り、その他の株式および端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> | <p>第2章 株 式<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換および株券喪失登録簿の記載または記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5章 監査役<br>(監査役)<br>第31条 当会社は、監査役を置く。<br><br>(員数)<br>第32条 当会社の監査役は、 <u>3名</u> 以内とする。<br><br>(新 設) | 第5章 監査役及び監査役会<br>(監査役及び監査役会)<br>第31条 当会社は、監査役 <u>及び監査役会</u> を置く。<br>(員数)<br>第32条 当会社の監査役は、 <u>4名</u> 以内とする。<br><br>(常勤の監査役)<br>第35条 監査役会は、 <u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u><br><br>(監査役会の招集通知)<br>第36条 監査役会の招集通知は会日の <u>3日前</u> までに各監査役に対して発する。<br>ただし、緊急の必要があるときは、 <u>この期間を短縮することが出来る。</u><br>2 監査役の全員の同意があるときは、 <u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u><br><br>(監査役会の決議方法)<br>第37条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u><br><br>(監査役会の議事録)<br>第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。<br><br>(監査役会規程)<br>第39条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 |
| 第35条<br>～<br>第36条                                                                                 | 第40条<br>～<br>第41条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (省 略)                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <u>第6章 会計監査人</u><br><u>(会計監査人)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (新 設)   | <u>第42条 当会社は、会計監査人を置く。</u><br><u>(選任方法)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新 設)   | <u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議に</u><br><u>よって選任する。</u><br><u>(任期)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (新 設)   | <u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年</u><br><u>以内に終了する事業年度のうち最終</u><br><u>のものに関する定時株主総会の終結</u><br><u>の時までとする。</u><br>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総</u><br><u>会において別段の決議がされなかつ</u><br><u>たときは、当該定時株主総会におい</u><br><u>て再任されたものとみなす。</u><br><u>(会計監査人の報酬等)</u>                                                                                                                                   |
| (新 設)   | <u>第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が</u><br><u>監査役会の同意を得て定める。</u><br><u>(会計監査人の責任免除)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新 設)   | <u>第46条 当会社は、会社法第426条第1項の</u><br><u>規定により、取締役会の決議によっ</u><br><u>て、同法第423条第1項に規定する会</u><br><u>計監査人（会計監査人であった者も</u><br><u>含む。）の損害賠償責任を法令の限</u><br><u>度において免除することができる。</u><br>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の</u><br><u>規定により、会計監査人との間に、</u><br><u>同法第423条第1項に規定する会計監</u><br><u>査人の損害賠償責任を限定する契約</u><br><u>を締結することができる。ただし、</u><br><u>当該契約に基づく賠償責任の限度額</u><br><u>は、法令が規定する額とする。</u> |

| 現 行 定 款                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 計 算</p> <p>第37条 ~ (省 略)</p> <p>第40条 (新 設)</p> | <p>第7章 計 算</p> <p>第47条 ~ (現行どおり)</p> <p>第50条 (附 則)</p> <p>1 当会社は、平成20年10月1日をもって、1株に満たない端数については、これをこれを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</p> <p>2 第10条の規定は、平成20年10月1日をもって効力を生じるものとする。</p> <p>3 本附則は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式数 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 杉山 隆志<br>(昭和41年10月17日生) | 平成3年5月 アンダーセンコンサルティング<br>(現アクセンチュア㈱)入社<br>平成14年5月 デロイトトーマツコンサルティング<br>㈱(現アビームコンサルティング㈱)<br>入社<br>平成18年3月 当社入社<br>平成19年4月 当社コンサルティング事業部<br>事業部長就任<br>平成20年5月 当社執行役員コンサルティング<br>事業部<br>事業部長就任<br>(現在に至る) | 一株             |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役笠間龍雄及び大島やよいの両氏は本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、監査体制強化のため1名増員し監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 笠　間　龍　雄<br>(昭和22年5月15日生)  | 昭和46年4月 朝日生命保険相互会社入社<br>昭和53年4月 (社)日本経済研究センター予測研究員<br>平成元年4月 古河ファイナンス・ネザーランド社長<br>平成8年4月 (社)生命保険協会共同システム室長<br>平成11年4月 朝日生命インベストメント・ヨーロッパ社長<br>平成13年4月 朝日生命キャピタル(株)常務取締役<br>平成16年6月 当社監査役就任<br>(現在に至る) | 一株         |
| 2     | 大　島　や　よい<br>(昭和26年3月14日生) | 昭和54年9月 司法試験合格<br>昭和58年4月 弁護士登録<br>昭和60年4月 大島法律事務所設立<br>平成14年10月 当社監査役就任<br>(現在に至る)                                                                                                                   | 15株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 千野 隆<br>(昭和26年8月24日生) | 昭和50年4月 個三三菱銀行入行<br>昭和61年8月 ドイツ銀行入行<br>平成3年6月 J Pモルガン証券入社<br>平成5年11月 バンクパリバ入社<br>平成7年7月 コメルツ証券入社（東京支店長）<br>平成12年11月 司法書士資格取得<br>平成12年12月 日本トルコ都市開発㈱入社<br>アナドール・ジャパン代表<br>平成18年4月 シー・アイ法務事務所開設<br>代表 司法書士<br>（現在に至る） | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 笠間龍雄氏、大島やよい氏及び千野隆氏は社外監査役候補者であります。
3. 笠間龍雄氏及び大島やよい氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 笠間龍雄氏は、役員としての経験と知識が豊富であり、経営に関する優れた見識と客観的な見地からの高い監査業務能力を有しております。
5. 大島やよい氏は、弁護士としての専門性を活かし、コンプライアンス体制の構築・維持における適法性の見地からの高い監査業務能力を有しております。
6. 千野隆氏は、グローバルなビジネス経験が豊富であり、また司法書士としての専門性も有しており、意思決定の妥当性・適法性の見地から高い監査業務能力を有していると考えております。
7. 笠間龍雄氏、大島やよい氏及び千野隆氏は、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、第21期（平成20年3月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大會社には該当しておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第439条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、新日本監査法人を会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

從来より金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を新日本監査法人に委託していることから、候補者の新日本監査法人は当社の会計監査人として適任であると考えております。

なお本議案は第2号議案『定款一部変更の件』が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出にあたっては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

|     |                                          |                                           |
|-----|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 名 称 | 新日本監査法人                                  |                                           |
| 事務所 | 主たる事務所の所在場所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号<br>日比谷国際ビル |                                           |
| 沿革  | 平成12年4月                                  | 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立 |
|     | 平成13年7月                                  | 新日本監査法人に名称変更                              |
| 概要  | 出資金                                      | 2,144百万円                                  |
|     | 員数                                       |                                           |
|     | 公認会計士                                    |                                           |
|     | 代表社員                                     | 387名                                      |
|     | 社員                                       | 298名                                      |
|     | 職員                                       | 1,610名                                    |
|     | その他監査従事者                                 | 2,304名                                    |
|     | その他職員                                    | 1,077名                                    |
|     | 合計                                       | 5,676名（※非常勤を除く）                           |
|     | 関与会社数                                    | 4,990社                                    |

(平成20年3月31日現在)

## 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社の子会社の取締役、従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。既にご承認いただいております当社の取締役の報酬額とは別枠で、新たにストックオプションとして当社の取締役に対して新株予約権（65個以内）を付与することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対して付与する新株予約権の額の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社の取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額といいたします。この割当日における新株予約権1個当たりの公正価値は、新株予約権の割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・応用モデルを用いて算出するものといたします。

現在の当社の取締役は6名でありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されると、当社の取締役は7名となります。

### 1. 新株予約権を無償で交付する理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で交付いたしたく存じます。

### 2. 新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社の取締役、従業員に割り当てるものといたします。

### 3. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月26日から平成25年6月25日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

- i 新株予約権の割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の22本邦営業日）の平均株価が一度でも権利行使価格の70%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

iii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iv 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

600個（うち、当社の取締役については65個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は600株（うち、当社の取締役については65株）を上限とし、上記（1）①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

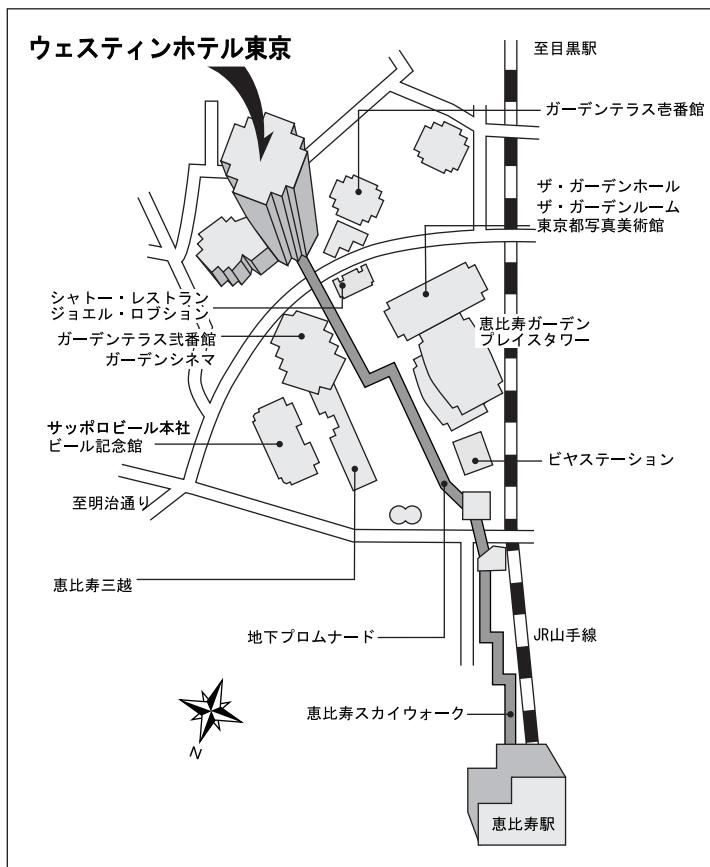
新株予約権と引換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

以 上

メモ

## 第21回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号  
ウェスティンホテル東京 地下1階 楠  
電話番号 03-5423-7000



### (交通のご案内)

- JR : 山手線、埼京線 恵比寿駅東口下車  
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約5分
- 地下鉄 : 日比谷線 恵比寿駅下車  
JR方面出口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分